広報にのみや

第48号
発行所　二宮町役場
電話二宮(0463)7-0767
印刷所　池田印刷所
電話二宮(0463)7-0120

町の人口動態

昭和37年10月1日現在

世帯数	3,153世帯
人口総数	14,209人
男	6,959人
女	7,250人
面積	8.96km²

納期カレンダー

4月 固定資産税 一期
4月 軽自動車税 全期
6月 町県民税 一期
7月 固定資産税 二期
8月 町県民税 二期
10月 町県民税 三期
12月 固定資産税 三期
1月 町県民税 四期
2月 固定資産税 四期

○納期前納付に報奨金
税金を納期前に納めますと報奨金が交付されます。

拡巾なつたひばり田線　延長310mのひばり田線（茶屋）道路はいままでの1.8mの巾を4mに広げ、近いうちに側溝も新設します。この工事費は153万円です。

新しい火災予防条例

あらゆる防火対象物を規制

たき火は消火準備をしてから

（7月31日より適用）

新しい町の火災予防条例が七月三十一日より適用されます。今度の条例は、いままでのものを全面改正して、火災を発生させるおそれある施設設備や器具、火の使用避難管理および届出制度など時代にそった細かいところまで条例に定め、皆さんに守っていただくことになりました。次にこの条例内容をお知らせしますが、紙面の都合で全部掲載できませんのでおわかりにならないことがありましたら役場消防係にお問い合せください。

火を使用する設備の位置構造および管理の基準

（炉、かまど）燃えない材料で造ること。

○炉やかまどは、建築物などの燃えやすいもの、気筒を屋外に通ずるよう設けるなどの安全な距離をとり、これを安全に誘導する装置を設けること。

○まき、石炭などを使用する不燃性の取灰入を設けること。

○屋内に設ける場合は、土間または金属以外の燃えない材料（コンクリート、れんが等）で造った台の上に設け、使用には、火災の発生のおそれがある部分は、壁等を造り、燃料槽は、使用中燃料があふれたりしないようにすること。

○開放炉または常時油類などを加熱するかまどは、上に不燃性のふたまたは排気筒を屋外に通ずるよう設けるなどの安全な距離をとり、燃えやすいものがあふれるおそれのある炉やかまどは、これを安全に誘導する装置を設けること。

○軽油、重油などの液体燃料を使う炉、かまどを屋内に設けるときは、燃えにくい材料（木毛セメント板石膏板など）を使って天井や壁等を造り、燃料槽は、使用中燃料があふれたりしないようにすること。

○軽油、重油などやプロパンガス、石炭ガスなどの液体、気体燃料を使うものは、多量の燃え残りのガスがとどまらない構造で、配管は金属管を使用する。

○電気熱を利用するものには、電線、接続器具などのやすい材料から十五センチメートル以上離して設ける耐熱性のものを使用し、ショートしないようにする。

（炉、かまどの管理）

○炉またはかまどの周囲は常に整理、清掃をして、燃えやすいものをまわりに置かない。また、防火上の点検は常に注意し、電気熱を利用するものは、熟練者の点検を受け補修をさせるとともにその結果を記録し保存する。

○燃料は、定められた以外のものは使用しないこと。

使用中は監視人を置くこと。

（ボイラー）

○蒸気管は、燃えやすい壁床、天井等を貫通する部分や接触する部分を、けいそう土、石綿などの遮熱材料でおおうこと。そのほかはかまどや炉などに準じた取扱いをする。

（ストーブ）

○煙突や煙道は、腕金、鉄線などで固定する。また煙突は、屋根面から六十センチメートル以上にし、水平距離一メートル以内の建物で、その建物の軒がある場合はその軒から更に六十センチメートル以上高くする。

○金属や石綿製の煙突は、小屋裏、天井裏、床裏などにある部分は、燃えない材料で覆うこと。またこれらの煙突は、木材などの燃えやすい材料から十五センチメートル以上離して設ける。

○まき、石炭等の固体燃料を使うものは、燃えない材料で造ったたきがら受けを設ける。ほか、かまど等に準じた取扱いをする。

（壁付暖炉）

○壁付暖炉は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋、れんが造、石造などとする。ほか、かまど等に準じた取扱いをする。

（乾燥設備）

○乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とする。また室内の温度が危険に達したときの警報装置または熱源の自動停止装置を設ける。そのほかは、かまど等に準じた取扱をする。

（ガス湯沸設備）

○天井、たな等の燃やすい部分から六十センチメートル以下の距離をとること。ただし、これらの部分から十五センチメートル以上離れた燃えないふた（天蓋）や屋外に通ずる排気筒が設けてあればよい。また壁、柱等燃えやすい部分に取り付けるものは、ガス湯沸設備と取付面などとの間に、四、五センチメートル以上の距離をおき、この設備から十五センチメートル以内の距離にある壁、柱等の燃えやすい部分は石綿板などの燃えない材料で覆うこと。

ほか、かまど等に準じた取扱いをする。

（堀ごたつ、いろり）

○内側を燃えない材料で造り、周囲は、常に整理、清掃し、燃えやすいものをみだらに放置しない。また、定められた以外の燃料を使用しないこと。

（その他）

火花を生ずる設備（タイプライター印刷機、起手機、反毛機等）、変電設備、発電設備（出力二十キロワット以下のものを除く（蓄電池設備（屋内のもので二百アンペアアワー以上のもの）、ネオン管灯設備、舞台装置等の電気設備（舞台装置、展示装飾に使う電気設備や工事および農事等で一時使用する電気設備等）、避雷設備、水素ガスを充てんする気球などについてもきめられたことがありますので関係する方は、お問い合せ下さい。

火を使用する器具や使用の取扱

（こんろ、移動式のストーブ）

○燃料の性質によつて、燃えやすいものとの安全な距離をとり、燃えない床上や台上で使用する。

○故障、破損したものを使わない。

○使用中は燃料を補給しないで、液体燃料を使うときは、あふれた燃料を受ける皿を設ける。

（火鉢）

○炭などの固体燃料を使う火鉢には、底に空間をおく、または砂等を入れて使うこと。

（置ごたつ）

○固体燃料を使う火入容器は、金属以外の燃えない材料で造った台の上に置き使用する。

（火消つぼ）

○燃えやすいものを近かくにおかず、いたんだものを使わないこと。

（アイロン、こて）

○燃えやすいものの上にのせたり、故障したものを使わない。

火の使用の制限

（喫煙）

○映画館、公会堂等の集会場で、火災が発生したときに人命に危険をおよぼすおそれのある場所では、喫煙や裸火を使うことができない。ただし、特に必要な場合は、町長の許可が必要です。

また、このような場所には、「禁煙」「火気厳禁」などの標識を設ける。

（装飾用物品）

○劇場等で使う、どん帳、造花、大、小道具には、たやすく燃えない防炎処理をしたものを使う。

（たきび火）

○燃えやすいものの近くでのたき火をしてはならない。しかし、たき火をするときは、水などの消火の用意をしてからおこなうこと。

（おもちやの花火）

○燃えない容器に入れておき、危険なところでの花火をしてはいけない。

（化学実験、ガス、電気の溶接作業等）

○近くに燃えやすいものがあるところでは、実験や作業をしてはならない。

火災警報発令中の火の使用制限

火災の警報が発せられたときは、次のことに注意下さい。

○山林、原野等での火入や屋外での火遊び、たき火をしないこと。

○屋外のガソリンや爆発性の物品など危険で燃えやすいものがあるところで喫煙しないこと。

○残火（たばこの吸がらを含む）、取灰、火紛を始末する。

○屋内で裸火を使うときは窓、出入口等を閉じて行なう。

指定数量未満の危険物の貯蔵と取扱

（指定数量が五分の一までの量を指定数量未満の危険物（別表）で、その貯蔵と取扱は次のとおり）

○危険物の貯蔵所や取扱所では、みだりに火を使つたり、燃えやすいものを放置しないで、常に整理、清掃に努め、危険物の性質によつては、光をさえぎる施設や換気をする。

○貯蔵所などの周囲には、幅二メートル以上（タンクに貯蔵し、または取扱う場合は、一メートル以上）の空地をとるか、防火上あぶなくないへいを設ける。ただし、開口部のない耐火構造の壁か燃えない壁に面していれば設ける必要はない。

○危険物の性質によつて温度または湿度を保ち、またくず、かす等は、安全なところに捨てる。

○危険物があふれたり飛んだりしないようにし、異物や混合をさけ、火花や高温体との接近をさける。

○危険物が残つている器具や容器等を修理するときは安全な場所で危険物を完全に除いてからする。また容器は、こわれていない完全なものを使う。

○危険物を取扱う配管は、金属管、陶管等の耐熱性の管を用いる。また加熱や乾燥する設備は、直火を用いない構造とする。加圧する設備は、圧力計および安全装置を設ける。

○危険物の貯蔵タンクは、厚さ二ミリメートル以上の鋼板かこれ以上の強度の金属板でこわれないものを使い、外面にさびどめをする。

○危険物の貯蔵所や取扱所には、取扱つている旨や品名数量を記載した標識を設ける。

各類ごとの指定数量未満の危険物の貯蔵と取扱

①第一類の危険物は、燃えやすいものとの接触や混合分解する物品との接近をさけ、過酸化ソーダ、過酸化カリなどは、水との接触をさける。

②第二類…酸化物との接触や混合をさけ、火花や高温体との接近をさける。

③第三類…水との接触をさける。

ⅰ第四類…炎や火花に接近させないで、みだりに蒸気を発生させないようにする。

貯蔵所は、燃えにくい材料で造られ、またはおおわれたものにする。

⑤第五類…炎、火花や高温体との接近させないようにして、摩擦をさける。

⑥第六類…燃えやすいものとの接触や分解をうながすものとの接近をさける。

ほか、準危険物、特殊可燃物などの貯蔵、取扱や避難管理などは、次号でお知らせします。

指定数量の危険物一覧表

類別	品名	数量	類別	品名	数量
		kg			L
第一類	塩素酸塩類	50	第四類	第一石油類	100
	過塩素酸塩類	50		さく酸エステル類	200
	過酸化物A	50		ぎ酸エステル類	200
	過酸化物B	50		メチルエチルケトン	200
	硝酸塩類	1,000		アルコール類	200
	過マンガン酸塩類	1,000		ピリヂン	200
		kg		クロールベンジンゾール	300
第二類	黄リン	20		第二石油類	500
	硫化リン	50		テレビン油	500
	赤リン	50		しよう脳油	500
	硫黄	100		松根油	500
	金属粉A	500		第三石油類	2,000
	金属粉B	1,000		動植物油類	3,000
		kg			kg
第三類	金属「カリウム」	5	第五類	硝酸エステル類	10
	金属「ナトリウム」	5		セルロイド類	150
	炭化カルシウム（カーバイト）	300		ニトロ化合物	200
	りん化石灰	300			kg
	生石灰	500	第六類	発煙硝酸	80
				発煙硫酸	80
		L		クロールスルフオン酸	80
第四類	エーテル	50		無水硫酸	80
	二硫化炭素	50		濃硝酸	200
	コロジオン	50		濃硫酸	200
	アセトン	100		無水クロム酸	200
	アセトアルデヒト	100			

8月臨時町議会から

駅南口道路舗装費などで 町予算（一般会計）が九千万円台に

し尿汲取車を購入　消防団員の報酬引上げ

第三回町臨時議会は、去る七月二十六、二十七日の二日間、第四回町臨時議会は、八月二十八日にそれぞれ役場会議室で開会、役場建設課の新設、町火災予防条例の制定、町一般、特別会計追加更正予算、し尿汲取車の購入などを決めた。可決された主な議案は、次のとおりです。

○**議案第50号**　本年度町歳入歳出追加更正予算

今回の追加予算額は、七百九十五万五千九百三十三円で一般会計の歳入歳出予算総額は、九千四百九十万一千七百六十三円となつた。内容のあらましは次のとおりです。

（歳入）　町税四百五十万円＝町民税　町たばこ消費税の増ほか。国庫支出金十万円＝小学校特殊学級補助金ほか。県支出金三十二万円＝老人クラブ補助金九万円＝長寿会費用ほか。

（歳出）　議会費八千円減＝議員人件費。役場費十八万円＝人件費。消防費六十五万円＝人件費。土木費五百二十四万円＝駅南口～県道路舗装費ほか。土木費五百二十万円＝道路、側溝など六ヶ所分の工事費。教育費八十一万円＝小学校特殊学級費用ほか。社会労働施設費十百五十五万五千百三十三円＝老人クラブ補助金ほか。寄附金二十二万円＝土木工事受益者寄附金。繰越金百四十二万円。雑収入二十八万円＝診療所機械器具売払代。

……2台目のし尿汲取車……

○**議案第51号**・本年度町国保診療所特別会計歳入歳出追加更正予算

本会計の追加予算額は、二十九万六千五百円で、予算総額は、百九十六万二千六百十六円になつた。

○**議案第52号**・本年度町農業共済事業特別会計歳入歳出追加更正予算

なく、予算の組替で、診療所医師に更に十二万円報償費として支払れる。

○**議案第53号**・町議会議員の報酬および費用弁償に関する条例

今回は、予算額には変り

議会議員の関係は期末手当や報酬の支給方法などが他の特別職員とともとなるので新しく条例化した。また、六、十二月の期末手当を〇、二ヶ月それぞれ引上げた。

○**議案第54号**・特別職員報酬費用弁償の額並に支給方法条例の一部改正

議会議員の関係は条例の制定で全面消除した。

また、今回の改正で消防団員の報酬を次のように引上げた。（　）内は改正前

消防団長日額六百円（五百円）、副団長日額四百円（三百円）、副分団長日額三百五十円（二百五十円）、班長および団員日額三百円（二百円）

○**議案第55号**・し尿汲取衛生車購入契約

九十八万五千円でし尿汲取衛生車を一台購入した。

○**議案第56号**・町農業共済条例の一部改正

四年に一度おこなわれる農業災害補償法の臨時特令により家畜共済の掛金率を引上げた。

○**議案第57号**・町税の減免申請のあつた納税者五名に実情に応じ、町税の減免がなされた。

○**議案第58号**・固定資産評価審査委員会委員の選任

石川健蔵委員の任期満了により、あらたに中里部落の鈴木清一郎氏を委員に選任することに同意した。

鈴木清一郎（62才）中里五八七番地、農業、任期三年

○請願審査の結果報告

原田線道路改良工事に関する請願および町費をもつて屑箱設置請願（いずれも申請のあつた納税者五名採択）

七月臨時町議会　建設課を新設

○**議案第46号**・町課設置条例の一部改正

住民えのサービスと事務の繁雑をさけるため、経済課より土木関係の仕事を分離、建設課を新設した。

課長には、小池邦男主事（前土木主任）が就任、土木や都市計画、住宅および建築などの仕事を八月一日よりおこなつております。

なお、建設課の新設によつて町役場の課は、五課（総務課、税務課、民生課、経済課、建設課）になつた

○**議案第47号**・町消防団員公務災害補償条例一部改正

町の消防団員が公務で負傷や疾病による死亡などした場合に、損害補償金が支給されているが、今回の改正は、補償金の増額に伴い町の掛金額を引上げた。

○**議案第48号**・町火災予防条例の制定

消防法の改正により、いままでの町火災予防条例を廃止、新規に条例化した。

～内容は別項に掲載～

○**議案第49号**・二宮字勝負の前国有農地の返還交渉、国有農地の返還交渉を町議会議員より三名選出した。交渉員は水島利甚、原菊造、高橋喜代松の各議員

○**請願第7号**・原田線道路改良工事（継続審査）

○二宮字勝負の前国有農地調査特別委員会調査報告

特別委員会より調査の結果報告がなされた。

明るい一家

((学校教育))

技術家庭科を充実

教科書（小1）一部無料配布

産業教育振興法にもとずいて、としより町中学校の産業教育がさらに技術家庭科として充実されます。

この教育は、産業教育を通じ勤労を愛し、産業技術の体得で生徒が立派な社会人になつていただくためのものです。

設備には、国、県から二十五万円、町から二十五万円の総額五十万円を受けて整備充実の指導がおこなわれ、内容は、学校長が文部省の整備基準と地域の実情に応じて計画、実施をすることになつている。

次に町小学校には、国の無償配布を促進する意味で県下にさきがけて、一学年児童の後期分教科書（国語書方、算数）を、町の費用で無償配布します。

また、小学校に、体の弱い方や少しおそちえの子供さんを対象にした特殊学級も設置され、特別に編成した学級ができました。

これには現在、小学校の普通学級の生徒は五十二人が一組で、十分な指導ができない関係から、特別に学級をつくり、経験豊かで児童愛の強い、よい先生に担当していただくわけです。

備品も、国や町の予算で揃えています。

この学級の子供達は、いままでと違つて、明るく楽しそうに学校生活を送つております。

心配ごと相談室

十月心配ごと相談室は次により開設します。

○とき…10月17日（水）10時～15時

○ところ…二宮町公民館

小作地などの所有調査

農家台帳も整備

農業委員会では、ことし作農地、借地、耕作または誰が小作しているかなどの所有状況調査をおこないます。この調査は、農家の自実態を調べるものです。

調査用紙が配布された方は、正確にご記入下さい。

農家台帳の異動調査も（耕作一反歩以上）

農家台帳は、三十四年にできましたが、その后、宅地造成や河川改修などで、自分のものが変動している人があります。しかし、農業委員会では、本人から届がないと変えられません。

したがつて台帳（野帳）を配布しますので、八月一日現在で異動などがあるものについてご記入下さい。

図書室に新図書入る

貸出便利に蔵書を分類

公民館図書室では、愛読者が手軽に貸出できるようにこのほど蔵書を分類しました。図書の目録は、まだ発行されていませんが近いうちに作成されます。

分類の結果は次のとおりです。

総記一四冊、哲学二十四冊、歴史五十六冊、社会科学八十三冊、自然科学二十六冊、工学工業十七冊、産業八冊、芸術十七冊、語学五冊、文学四百五十六冊、児童百四十冊

購入図書　野性のエルザ・死の流域、砂の女、歌と死と空、水道万式、風の視線、黄色い風土、錆びたピッケル、かげある墓標、道、ナルシスの鏡、天と地と、古都、明日咲く花、女帯、夜と昼、現代の悪魔、風の花園、銀商船、男と女の世の中、ぼくたちの失敗、このほか、県立図書館の貸出図書が千五百二十八冊あります。

10月11日～20日　秋の交通安全運動

正しい横断と安全運転

ことしも、秋の交通安全運動が十月十一日～二十日の十日間、全国一せいにおこなわれます。

この運動は、皆さんが正しい交通道徳を身につけて正しい交通秩序をつくりあげるためのものです。そこで歩行者も運転者も次のことを守つて下さい。

○**歩行者**…横断歩道を横断して、なるべく横断はしない。

○**運転者**…交さ点やその附近を横断している歩行者に注意し、一時停止か除行をする、また目や耳の悪い人が白色の杖を持つて歩いているときは安全に通してから進み、保護者がついていない児童、幼児や黄色い旗をもつた人が横断しているときは、除行または一時停止をして安全を保つこと。

ゴミ捨場など視察

新生活運動促進会

新生活運動促進会（会長水島万寿）会員は、議会厚生委員や教育長などの参加もあつて、町内の河川や海岸などで清掃化の妨げになる屑物遺棄状態の視察を去る四月二十三日、二十四日の両日おこなつた。

その結果は、いたる個所に（場所は紙面の都合で省略）ゴミなどが散乱している現状を認め、その視察の状況や今后の処理を、会で五月七日に議会に請願した。

議会では、この問題を採択、町において何かの方法で解決することになつた。

生活文化が進むに従つて皆さんの環境衛生が非常に重要な役割を果し日常生活と健康上に重大な影響をあたえています。

これに呼応して婦人会の役員当時の有意義な講習会やモデル地区の見学などで得た体験をこの町に生かすべきだと…元町加藤久枝さんがリーダーになり、その熱意と努力によつて、谷戸部落に二十数戸の主婦が結集、模範衛生地区が出来ています。

… 週1回の消毒をする木曜会員 …

主婦の手で昆虫駆除

木曜会が模範地区に！

このグループの発足には加藤さんが自費と労力を奉仕して二十戸あまりの家庭へ薬剤防除や環境衛生全般にわたる指導を心身を投げだしておこなつたことが初まりでこの一年間これらの主婦の手で、毎週一回（木曜日）昆虫駆除や清掃全般にわたる河川、便所、下水道路などの清掃がおこなわれている。

このグループは、木曜会と称し、現在は、近隣の主婦もこれに賛同、百戸近くの主婦で構成され、町役場から駆除薬品の補助を受け今もなお続けられている

町では、この会を平塚保健所の指示で、モデル地区として県へ申請した。

オリンピックも近づき、いま全国的に美化運動がさけばれている今日、このような自発的な会ができていることは喜ばしいことです。

この会のように、各家庭での自発的な蚊やはへの駆除を望みます。また、これらの指導や相談には、何時でも応じ、内容によつては町から薬品などの補助もあります。